

自立相談支援事業のうちの就労支援事業業務委託仕様書

埼玉県（甲）が受託者（乙）に委託する業務内容は、次のとおりとする。

1 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 業務達成目標

履行期間内に、支援対象者（3の(1)で定める支援対象者をいう。以下同じ。）のうち145人以上の就労を支援し、そのうち70人を就労させる。

3 内容

(1) 支援対象者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者（以下「生活困窮者」という。）であって、次のいずれかに該当する者

- ア 甲が設置する福祉事務所（以下「福祉事務所」という。所在地及び所管区域は別添資料参照。）管内町村に居住している生活困窮者
- イ 居住地が無く、現に福祉事務所管内町村に居る生活困窮者
- ウ その他福祉事務所が支援を必要と判断した者

(2) 乙は、就労支援に関し「自立相談支援事業の手引き（令和7年4月1日付け社援地発0401第24号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知別添1）」等を参考に業務を実施するものとする。

(3) 乙は、甲と協議の上、支援対象者に関する、以下の相談・支援業務を専門の職員（以下、「就労支援員」という。）により行う。

この業務は、自立相談支援事業で配置される相談支援員及び就労準備支援事業の就労準備支援員と緊密に連携して実施することとする。

- ア 就労相談・支援に関すること。
- イ 求職活動支援に関すること。
- ウ 求人情報の提供に関すること。
- エ 職業訓練支援に関すること。
- オ 就労訓練事業のあっせんに関すること。
- カ 資格取得支援に関すること。
- キ 生活習慣の改善に関すること。
- ク 職場定着支援に関すること。
- ケ ハローワークとの連携に関すること。
- コ 生活困窮者向け求人開拓に関すること。

- サ 地域における就労支援体制の構築に関する事。
 - シ 面接会等の実施に関する事。
 - ス その他の就労支援に関する事。
- (4) 乙は、甲と協議の上、埼玉県内の民間事業所及び市福祉事務所（政令指定都市及び中核市を除く。）に対して、以下の業務を就労支援員により行う。
- ア 生活困窮者就労訓練事業の普及啓発・利用促進に関する事。
 - イ 就労訓練事業所の確保及び連絡調整に関する事。
 - ウ その他生活困窮者就労訓練事業に関する事。
- (5) 乙は、甲と協議の上、就労支援員が行う業務につき、以下の項目について甲に報告する。
- ア 就労支援員の勤務状況に関する事。
 - イ 支援対象者への支援に係る進捗状況に関する事。
 - ウ 生活困窮者就労訓練事業の普及啓発等の進捗状況に関する事。
 - エ 事業に必要なとなる規程の作成に関する事。
 - オ 事業実施計画の策定に関する事。
 - カ その他事業の成果測定に必要なとなる資料の収集・作成に関する事。
- (6) 乙は、本業務の拠点となる事務所（以下、「事務所」という。）を設置する。事務所には、個人情報漏えい等の事故防止に係る対策をとるものとする。
- (7) 事務所における就労支援員の配置人数は表1のとおりとする。
- ただし、業務の実施に当たり、効率的な支援を行うために有効と判断される場合は、甲、乙協議により、委託の範囲内で就労支援員の配置人数を別途定めることができるものとする。

表1 就労支援員配置人員

就労支援員	4人
-------	----

- (8) 相談・支援業務は、支援対象者の居宅若しくは居所、町村役場、町村社協、入所施設、事務所、福祉事務所、ハローワーク又は就労訓練事業所等の関係機関において行う。なお、相談・支援業務に際しての就労支援員の交通手段は、乙が確保するものとする。

4 就労支援員の実施体制

配置する就労支援員は、令和8年3月末日時点で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 厚生労働省及び県が実施する就労支援員養成研修を受講し、修了証を受けた者
- (2) 下のアからエまでのいずれかの資格を有する者
 - ア キャリアコンサルタント
 - イ 産業カウンセラー
 - ウ 社会保険労務士
 - エ その他、アからウまでと同等以上の能力を有していると認められる資格
- (3) 民間企業等における職務経験を5年以上有する者

※ 職業紹介を主たる業務とする企業や総務・人事担当課等に勤務し、職業紹介や採用業務等の職務経験を有する者であることが望ましい。

(4) (1) から(3) までと同等以上の能力を有していると認められる者

5 勤務時間等

- (1) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、午後零時00分から午後1時00分は休憩時間とする。
- (2) 勤務日数 844日 ※支援員1人当たり241日で積算
(土日祭日、12月29日から1月3日までを除く。)

※ 勤務時間等については、所定の時間・日数を元に、業務の実態にあわせ、甲、乙協議により別途定めることができるものとする。

6 委託料

(1) 委託料には次のものが含まれる。

- ア 人件費
- イ 事務所借上費用（敷金、保証金は含まない。）
- ウ 交通費
- エ 通信費
- オ 事務機器賃貸借費用（レンタル又はリース）
- カ 就労支援員用パソコン賃貸借費用（レンタル又はリース）
- キ その他事務費

(2) パソコンを賃貸借する場合及び賃貸借した事務機器をネットワークに接続する場合は、ウイルス対策、アクセス制御及び情報漏えい対策をはじめとする必要なセキュリティを確保すること。

7 委託料の支払

甲は、乙に対して、年2回概算払により委託料を支払う。

支払いの時期については、令和8年4月以降及び令和8年10月以降とする。

8 報告

乙は、甲及び福祉事務所に対して、当月に係る委託業務の活動状況を、翌月末日（令和9年3月分については、令和9年3月31日）までに、甲が指定する電子媒体により、甲が指定する手段で報告すること。

9 特記事項

(1) 乙は、業務を遂行する上で、これに携わる職員を管理監督するとともに、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」第66条、第67条、第176条及び第180条の規定の内容を周知し、特に個人情報の保護及び漏えい防止に関しては

周知徹底を図ること。

- (2) 乙は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを本業務以外に使用してはならない。また、相談・支援業務等のデータは紛失等が決してないよう、鍵付き金属書庫にて厳重に保管すること。

また、業務に使用した情報システム機器を廃棄、リース返却等する場合、機器内部の記憶装置から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じることとし、物理的な破壊又は磁気的な破壊を確実に行うこと。

なお、委託業務が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しても必ず責任を持って対応し、それに起因する漏えいに関しては履行期間外でも責任を負うこととする。

- (3) 甲は、乙がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) 甲は、就労支援員が本業務の遂行に支障をきたすと判断した場合は、年度途中であっても、乙に対して当該就労支援員の変更を要求できるものとし、乙は速やかにこれに従うものとする。
- (5) 乙は甲に対し、就労支援員の名簿を、業務受託後速やかに提出する。業務受託期間中に、就労支援員の変更があった場合には、直ちに変更名簿を提出するものとする。
- (6) 甲は、本業務中における就労支援員の事故については一切責任を負わないものとする。

10 その他

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、甲、乙が協議して決定するものとする。